

公益社団法人栃木県栄養士会 理事会規則

平成 23 年 10 月 18 日理事会

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人栃木県栄養士会（以下「本会」という。）定款第 30 条に定める理事会について、同定款に定めるもののほか必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に 4 月、6 月、8 月、10 月、1 月及び 3 月の年 6 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第 4 条 理事会は会長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、同条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が招集する。

3 会長は、第 2 条第 3 項第 2 号又は同条第 3 項第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 5 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前 2 項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第 3 章 理事会の議事

(理事会の議長)

第 6 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面でもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した議事録署名人、代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配付)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

第15条 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事の選任及び解任
- ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 支部及び職域協議会その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト 内部管理体制の整備
- チ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- リ 事業報告及び計算書類等の承認

- ヌ その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
 - イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 事務局規程
 - ② 重要な使用人の選任及び解任
 - ③ 寄附金等取扱規程
 - ④ 個人情報保護規程
 - ⑤ 会員に関する規程
 - ⑥ その他必要な規程
 - ロ 会長、副会長、事務局長の選任・解任
 - ハ 定款第 41 条に定める役員の損害賠償責任の免除
 - ニ 基本財産の指定、維持及び処分
 - ホ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
 - イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他の争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

(責任の免除)

第 17 条 理事会は、定款第 41 条に基づき、役員の法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、代表理事は、遅滞なく法人法第 198 条において準用する第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 3 ヶ月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。

4 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員が 3 ヶ月以内に意義を述べたときは、理事会は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

第 18 条 代表理事は、毎事業年度ごとに 3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第 5 章 事務局

第 19 条 理事会の事務局には、事務局長及び書記が当たる。

第 6 章 雑 則

(改廃)

第 20 条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(平成 23 年 10 月 18 日理事会議決)